

## ETC カード特約（共同利用型）

### 第 1 条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社又は都道府県市町村である道路管理者のうち、三井住友カード株式会社（以下「当社」という）と ETC 決済契約を締結した者で、当社が指定する者とします。
2. 「ETC システム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器に ETC カードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETC カード」とは、ETC システムにより料金を支払う方を識別して車載器を動作させる機能を有する IC カードとします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
5. 「路側システム」とは、ETC システムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

### 第 2 条（ETC カードの貸与と取扱い）

1. 当社は、当社が発行するクレジットカード（以下「カード」という）のうち当社が指定するカードの法人会員が、本特約と当社が定める会員規約（以下「会員規約」という）を承認の上所定の方法で申込みをし、当社が適格と認めた法人会員を ETC カード法人会員（以下「会員」という）とします。
2. 会員規約第 2 条に定める管理責任者は、カード利用単位に所属し当社からカードの発行を受けているカード使用者の中から、ETC カードの利用単位（以下「ETC 利用単位」という）毎に ETC カードの利用代金を支払うカードの使用者を 1 名指定して所定の方法で当社に届け出るものとし、当社が適格と認めた方を ETC カード支払責任者（以下「支払責任者」という）とします。なお、管理責任者は、支払責任者の届け出にあたり、支払責任者本人に本特約及び会員規約の内容を示し、理解をさせた上で承認を得るものとし、
3. 管理責任者は、ETC 利用単位に属する役員・従業員（支払責任者を含むものとする）の中から ETC カードを社用に利用する方（以下「使用者」という）を指定するものとします。
4. 当社は、会員に ETC カードをカードに追加して発行し、貸与します。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもって ETC カードを使用し、管理するものとします。

5.ETC カードは使用者以外利用できないものとし、また、違法な取引に使用してはなりません。また、会員は、使用者に対し本特約及び道路事業者が定める ETC カードの利用方法等を周知徹底するものとし、

6.ETC カードの所有権は、当社に属しますので、会員及び使用者が他人に ETC カードを貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETC カードを他人に使用させ若しくは ETC カード使用のために占有を移転させてはなりません。

7.使用者は、ETC カードの裏面に署名を行なわないものとし、

### 第3条（ETC カードのご利用）

1. 使用者は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC カードを通行料金の支払い手段とすることができます。

2. 前項にかかわらず、使用者は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC カードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとし、

### 第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、会員に対して貸与された全ての ETC カードの利用による債務及び本特約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとし、

2. 会員及び支払責任者は、前項により負担する通行料金等に係る債務等を、会員規約に従いカードの利用代金と合算して支払うものとし、

### 第5条（ご利用枠）

ETC カードは、カードの利用枠の範囲内で利用できるものとし、使用者がカードの利用枠を超えて ETC カードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとし、

### 第6条（利用疑義）

当社からの利用代金の請求は、ETC システムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとし、なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとし、

### 第7条（管理体制の整備）

管理責任者は、当社より発行された全ての ETC カードについて、ETC カードの使用者やその利用状況を常に把握する等、一元的に管理・監督するものとし、

### 第8条（紛失・盗難）

1. ETC カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員、支払責任者及び使用者は、連帯してその利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。但し、支払責任者は、自己のカードで利用代金を支払う全ての ETC カードの利用代金について会員と連帯して支払の責を負うものとします。
2. 会員及び使用者は、ETC カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し最寄警察署に届け出るとともに、当該 ETC カードのカード番号を記載した書面による所定の届けを当社に提出するものとします。但し、当社が適当と認めた場合には、当該の ETC カードのカード番号を当社への電話で連絡することにより届け出ることでもあります。
3. 当社は、ETC カードが第三者によって拾得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるかと判断した場合、当社の任意の判断で ETC カードを無効登録できるものとし、会員及び使用者は予めこれを承諾するものとします。

#### 第9条（会員保障制度）

1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員及び使用者が ETC カードを紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員、支払責任者及び使用者が被る ETC カードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、ETC カードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
  - (1) 会員又は使用者の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員又は使用者が ETC カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員又は使用者に重大な過失があったものと見なします。
  - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
  - (3) 会員の役員・社員、使用者の家族・同居人、ETC カードの受領に関しての代理人による不正利用に起因する場合
  - (4) 会員が本条第4項の義務を怠った場合
  - (5) 紛失・盗難又は被害状況の届けが虚偽であった場合
  - (6) 前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
  - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
  - (8) その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求するときは、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社又は当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合これに協力するものとします。

## 第 10 条（年会費）

会員は、当社に対して所定の ETC カード年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。

## 第 11 条（ETC カードの有効期限）

1. ETC カードの有効期限は、当社が指定するものとし、ETC カード表面に記載した月の末日までとします。

2. ETC カードの有効期限の 2 ヶ月前までに申出がなく、当社が引き続き会員及び使用者として認める場合には、新しい ETC カードと本特約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

3. 会員若しくは使用者は有効期限経過後の ETC カードを直ちに切断し、破棄するものとします。

4. ETC カードの有効期限内における ETC カード利用によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本特約を適用するものとします。

## 第 12 条（退会）

1. 会員が全ての ETC カードを退会する場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するものとします。なお、回収もれの ETC カードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。

2. 会員が一部の ETC カードを退会する場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者の ETC カードを当社に返却するものとします。

3. 会員がカードの法人会員を退会する場合は、全ての ETC カードも同時に退会となるものとします。

4. 支払責任者がカードを退会する場合は、当該支払責任者のカードで利用代金を支払う全ての ETC カードも同時に退会となるものとします。

## 第 13 条（再発行）

1. ETC カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを提出していただき当社が相当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は支払責任者は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うものとします。

2. ETC カードの再発行により ETC カードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する登録型割引制度（以下「登録割引制度」という）を利用する会員又は使用者

は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続き完了するまでの ETC カードの利用が登録割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとし、また、ETC カードの利用が登録割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

#### 第 14 条（利用停止措置）

当社は、会員又は使用者が本特約若しくは会員規約に違反した場合又は ETC カード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員又は使用者に通知することなく ETC カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員又は使用者は予めこれを承諾するものとし、また、ETC カードの利用停止の措置による道路上での事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

#### 第 15 条（免責）

1. 当社は、会員及び使用者に対し、事由の如何を問わず、道路上又は料金所での事故、ETC システム及び車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車輛の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ず ETC カードの作動確認を行なうものとします。作動に異常がある場合には、ETC カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETC カードの機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は、登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員及び使用者が被った損失、損害について責任を一切負わないものとします。

#### 第 16 条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、又は新特約を送付した後に ETC カードを利用したときは、変更事項又は新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

#### 第 17 条（利用規定の遵守）

会員は、道路事業者が別途定める ETC システム利用規程を遵守し、ETC カードを利用するものとします。

#### 第 18 条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

(2018 年 4 月改定)